|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和６年度 |
| 計画主体 | 静岡県熱海市 |

熱海市鳥獣被害防止計画

　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　静岡県熱海市観光建設部観光経済課

所在地　静岡県熱海市中央町１番１号

　　　　　　　　　　　電話番号　0557-86-6215（直通）

ＦＡＸ番号　0557-86-6199

　　　　　　　　　　　メールアドレス　norin@city.atami.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、サル、タイワンリス、カラス、ヒヨドリ |
| 計画期間 | 令和７年度～令和９年度 |
| 対象地域 | 静岡県熱海市 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
| 品　目 | 被害数値 | |
| 金額（千円） | 面積（ａ） |
| イノシシ | 果樹  野菜  いも類 | 812  195  34 | 95  65  10 |
| 小　計 | 1,041 | 170 |
| ニホンジカ | 果樹  野菜 | 86  10 | 51  0 |
| 小　計 | 96 | 51 |
| ハクビシン | 果樹  いも類 | 148  34 | 30  10 |
| 小　計 | 182 | 40 |
| アナグマ | － | － | － |
| 小　計 | － | － |
| サル | － | － | － |
| 小　計 | － | － |
| タイワンリス | － | － | － |
| 小　計 | ― | ― |
| カラス | 豆類  果樹  野菜 | 1  66  16 | 0  47  2 |
| 小　計 | 83 | 49 |
| ヒヨドリ | 豆類  果樹  野菜 | 2  171  692 | 1  82  31 |
| 小　計 | 865 | 114 |
| 合　　計 | | 2,267 | 424 |

（注）主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、

水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| イノシシ  イノシシは初島を除く市内全域に生息しており、主として４月から６月にかけてタケノコ、７月から10月にかけていも類、それ以降の月は果樹（ミカン）等の被害が生じている。また、畑においてミミズを採餌する際に石垣が崩される等の被害のほか、ゆり根等花き類にも被害が生じている。令和６年度においても住宅地や市街地での目撃情報や被害報告が多数あり、人身、生活被害も懸念される。  ニホンジカ  　ニホンジカによる被害は、年間を通じて初島を除く市内全域で発生している。市内では主に多賀地区の山間部に生息している。元々目撃情報は少なかったが、近年は多くなっており、人家近くに出没して住民が危険にさらされるなどの生活被害も発生している。今後の被害拡大が懸念されている。  ハクビシン  ハクビシンによる被害は、年間を通じて初島を除く市内全域で発生している。果樹（ミカン等）等の食害に加えて、人家の屋根裏に住みつくといった生活被害も報告されている。  アナグマ  アナグマによる被害件数は少ないものの初島を除く市内全域に生息し、市街地にも出没する。果樹（ミカン等）等の食害に加えて、人家の床下に住みつくといった生活被害も報告されている。  サル  神奈川県に大きな群れが生息しており、秋（９月～１０月）に泉地区に出没する。秋に実る果樹（ミカン、柿、びわ等）等の食害が多い。また、深刻なのは民家に侵入し食べ物を取ったりするなどの生活被害である。狂暴化した個体もおり人身被害の報告もされている。  タイワンリス  令和４年頃より頻繁にタイワンリスの発見報告が発生している。目撃情報は伊豆山地区で多く確認されており、タイワンリスによる木の食害は確認されているが、果樹（ミカン等）等の被害は報告されていない。今後の生息域の拡大及び被害発生が懸念される。  カラス  カラスによる被害は、多賀地区、伊豆山地区の山間部において、秋口から春にかけての果樹（ミカン等）等で発生している。また、残飯ごみを漁ったり、電線に集団でとまり鳴き声がうるさい等の環境被害は市内全域で発生している。近年、環境被害の報告が多くなってきている。  ヒヨドリ  ヒヨドリによる被害は網代地区、多賀地区、伊豆山地区、初島地区において、秋口から春にかけての果樹（ミカン等）や野菜等で発生している。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指　標 | 現状値（令和５年度） | | 目標値（令和９年度） | |
| 被害金額（千円） | 被害面積（ａ） | 被害金額（千円） | 被害面積（ａ） |
| イノシシ | 1041 | 170 | 937 | 153 |
| ニホンジカ | 96 | 51 | 86 | 46 |
| ハクビシン | 182 | 40 | 164 | 36 |
| アナグマ | 0 | 0 | 1 | 1 |
| サル | 0 | 0 | 1 | 1 |
| タイワンリス | 0 | 0 | 1 | 1 |
| カラス | 83 | 49 | 75 | 43 |
| ヒヨドリ | 865 | 114 | 156 | 77 |
| 合　計 | 2,267 | 424 | 1,421 | 358 |

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 有害鳥獣駆除事業  （主体：富士伊豆農協あいら伊豆地区本部）  ・熱海ワナの会により、初島を除く市内全域を対象として、イノシシを中心とした駆除を行い被害の軽減を図った。また、各種箱わなを拡充した。  有害鳥獣捕獲事業  ・田方猟友会熱海分会により、イノシシを中心とした駆除を行い、被害の軽減を図った。  ・その他、市において箱わなを使用してイノシシ等の駆除を行い、被害の軽減を図った。カラス、ヒヨドリに関しては、特に被害防止対策は講じてこなかった。 | 狩猟者の高齢化に伴う、捕獲能力の低下  狩猟者の高齢化に伴う、捕獲能力の低下 |
| 防護柵等の設置等に関する取組 | 有害鳥獣被害防止事業  ・熱海市では、有害鳥獣被害防止事業として、防護柵設置者に対して補助（資材購入費の1/2以内５万円を限度）を行った。  サル生息把握  ・群れの行動を把握し、追い払いに努めた。重点的に出没する個所については通報による情報を元に出没しやすい時間に合わせて追い払い等の対応を行った。 | 防護柵整備への理解が徐々に進んできている。電気柵については安全に運用されるよう注視していく。  サルについて一定の行動範囲は把握できたが、想定した時間外の緊急的な出没は現場に行くまでにいなくなっている場合がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 部農会アンケートと供に被害防止対策や被害発生状況等について周知する。  生息環境調査協力者を見つけ、現場検証を実施し市内全域で取り組めるようにノウハウを蓄積し、拡大できるように検証していく。 | 鳥獣の被害があっても適切な防護方法をせずに被害が拡大している場合がある。  農作物残滓や耕作放棄地も多くあるため、環境要因により獣害が起きている事実を知ってもらう必要がある。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 捕獲能力維持・強化のため、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会において熱海ワナの会等の関係機関と連携して講習会、勉強会を開催し、狩猟者の育成、知識の共有化を進めていく。 　また有害鳥獣の捕獲の促進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策事業）を活用していく。 　狩猟者以外の農家の被害防除、環境要因による獣害の誘因を防ぐ方法を伝え、個人での対応方法を進めていく。イノシシ捕獲を中心として国及び県の支援を受け、また田方猟友会熱海分会及び熱海ワナの会と連携して有害鳥獣捕獲に取り組み、熱海ワナの会の研修などで捕獲方法の高度化のために情報共有を行っている。豚熱によるイノシシの減少は令和４年度で収まり、ニホンジカの増加も令和５年度で収まっている。今後も生息状況に応じ被害軽減を図っていき、令和９年度被害軽減目標を1,421千円、358aとする。 　サルに関しては、通報があってから即座に現場にて花火等で追払いが出来るような体制を整えていく。人身被害の恐れがあり、個体を特定出来た場合は銃器やワナによる捕獲も検討していく。 　タイワンリスに関しては、樹木による被害発生が確認されている。出没情報から生息域は広がっていることが確認できるため、農家や田方猟友会熱海分会及び熱海ワナの会へ捕獲方法、生息域の情報共有をし、積極的な捕獲に繋がる方法について検証していく。 　カラス、ヒヨドリについては、発生状況に応じて捕獲を検討していく。 |

（注）被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を

達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情

報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資す

る技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |  |
| --- | --- |
| 田方猟友会熱海分会  （狩猟者で構成） | 会　長：　１名  副会長：　１名  会員数：２６名  活動方針：熱海市鳥獣被害対策実施隊から委託を受け、熱海市内全域の捕獲事業の一部を補助している。熱海ワナの会と協力し、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに捕獲技術の向上と会員相互の親睦を図る。 |
| 熱海ワナの会  （農業者中心の組織） | 会　長：　１名  副会長：　２名  会員数：３６名  活動方針：有害鳥獣による市内の農地及び農林産物の被害軽減を図るため、田方猟友会熱海分会と協力し、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに捕獲技術の向上と会員相互の親睦を図る。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和  ７年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 有害鳥獣捕獲許可に基づき実施隊にて箱わなを設置。鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会熱海分会による処理を実施。 |
| サル | 熱海市鳥獣被害対策実施隊、田方猟友会熱海分会による迅速な追い払いを実施する。 |
| タイワンリス | 田方猟友会熱海分会や熱海ワナの会へ生息域の情報を共有する。 |
| カラス  ヒヨドリ | 被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。 |
| 令和  ８年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 有害鳥獣捕獲許可に基づき実施隊にて箱わなを設置。鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会熱海分会による処理を実施。 |
| サル | 熱海市鳥獣被害対策実施隊、田方猟友会熱海分会による迅速な追い払いを実施する。 |
| タイワンリス | 田方猟友会熱海分会や熱海ワナの会へ生息域の情報を共有し捕獲を実施する。 |
| カラス  ヒヨドリ | 被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。 |
| 令和  ９年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 有害鳥獣捕獲許可に基づき実施隊にて箱わなを設置。鳥獣を捕獲した際には、田方猟友会熱海分会による処理を実施。 |
| サル | 熱海市鳥獣被害対策実施隊、田方猟友会熱海分会による迅速な追い払いを実施する。 |
| タイワンリス | 田方猟友会熱海分会や熱海ワナの会へ生息域の情報を共有し捕獲を実施する。 |
| カラス  ヒヨドリ | 被害の発生状況に応じて、捕獲を検討する。 |

（注）捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入す

る。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| イノシシ  イノシシは生息頭数を正確に把握することは難しく、被害が後を絶たないことから、令和３年度、令和５年度の平均捕獲数をもとに、年間捕獲計画数を１８５頭とする。令和４年度は豚熱によるイノシシが減少した捕獲数となるため含まないものとする。  ニホンジカ  静岡県による生息実態調査の結果、局所的に高密度な場所も確認され、令和３年度、令和４年度の平均捕獲数をもとに、年間捕獲計画数を２５頭とする。令和５年度の捕獲数はニホンジカが増加した状態の捕獲数となるため含まないものとする。  ハクビシン  　年間を通じて通報があり被害も見られるため、捕獲わなを設置する対策を講じている。目撃情報が相次ぐことから、令和３年度～令和５年度の平均捕獲数をもとに、年間捕獲計画数を２５頭とする。  アナグマ  　被害件数は少ないが目撃情報が増えていることから、令和３年度～令和５年度の平均捕獲数をもとに、年間捕獲計画数を１５頭とする。  サル  　県のレッドデータブックに掲載されており、湯河原町を生息域とする群れが度々市内に出没している。これらの状況を踏まえ、神奈川県や湯河原町とニホンザル被害対策連絡会を開催しており、連携協議しながら被害対策に取り組んで行く。また、追い払いを主体とした対策を行っていく。なお、サルによる人身被害や人家侵入、威嚇、糞害、果実の被害、などが年々増加傾向にあることから、発生事案に応じて静岡県や関係機関と協議し捕獲を検討することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。  タイワンリス  　樹木の皮の被害報告があり、今後、目撃情報が増えると予想される。令和３年度～令和５年度の平均捕獲数をもとに、年間捕獲計画数を１０頭とする。  カラス  被害の発生状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。  ヒヨドリ  被害の発生状況に応じて必要な捕獲を実施することとし、当面、捕獲計画数は設定しない。 |

（注）近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定

の考え方について記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ | 185頭 | 185頭 | 185頭 |
| ニホンジカ | 25頭 | 25頭 | 25頭 |
| ハクビシン | 25頭 | 25頭 | 25頭 |
| アナグマ | 15頭 | 15頭 | 15頭 |
| サル | 0頭 | 0頭 | 0頭 |
| タイワンリス | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| カラス | 0頭 | 0頭 | 0頭 |
| ヒヨドリ | 0頭 | 0頭 | 0頭 |

（注）対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| イノシシについては、わな・銃器を用いて対処捕獲を実施していく。  　サルについては、花火等を利用した追い払いを中心とするものの、加害状況が強い個体については静岡県などの関係機関と捕獲を検討していく。個体数の調整が必要となる程の被害が発生する場合は、関係機関と協議し予察捕獲を検討していく。  　ニホンジカについては、対処捕獲の実施やわなによる捕獲の強化を図り、県が実施する管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。  ハクビシン・アナグマについては、わなを用いて対処捕獲を実施していく。  タイワンリスについては、わなを用いて対処捕獲を実施していく。  上記の対象区域はいずれも初島を除く市内全域である。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし |

（注）被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃

を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に

基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予

定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 熱海市内 | 対象鳥獣については許可権限委譲済 |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  サル  タイワンリス  カラス  ヒヨドリ | 資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする)  適切な設置・管理方法を指導する。 | 資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする)  適切な設置・管理方法を指導する。 | 資材購入費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を交付する。(10件を目標とする)  適切な設置・管理方法を指導する。 |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ  サル  タイワンリス  カラス  ヒヨドリ | 市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理等について定期訪問し、相談に乗る。  優良な管理事例等については情報共有し、知識の普及に努める。 | 市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理等について定期訪問し、相談に乗る。  優良な管理事例等については情報共有し、知識の普及に努める。 | 市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理等について定期訪問し、相談に乗る。  優良な管理事例等については情報共有し、知識の普及に努める。 |

（注）侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入

する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和  ７年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 環境調査の協力者と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農作物残滓の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積することにより、他地区でも利用できる対応を検討する。 |
| サル | 秋に泉地区に出るため、対象期間に念入りに追い払いが出来るよう、サルの出没情報を元に迅速な追い払いが出来るよう対応する。 |
| タイワンリス  カラス  ヒヨドリ | 環境調査の協力者と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農作物残滓の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積し、他地区でも利用できる対応を検討する。 |
| 令和  ８年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 環境調査の希望者等と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農作物残滓の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積し、他地区でも利用できる対応を検討する。 |
| サル | 秋に泉地区に出るため、対象期間に念入りに追い払いが出来るよう、サルの出没情報を元に迅速な追い払いが出来るよう対応する。 |
| タイワンリス  カラス  ヒヨドリ | 環境調査の希望者等と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農作物残滓の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積し、他地区でも利用できる対応を検討する。 |
| 令和  ９年度 | イノシシ  ニホンジカ  ハクビシン  アナグマ | 環境調査の希望者等と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農作物残滓の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積し、他地区でも利用できる対応を検討する。 |
| サル | 秋に泉地区に出るため、対象期間に念入りに追い払いが出来るよう、サルの出没情報を元に迅速な追い払いが出来るよう対応する。 |
| タイワンリス  カラス  ヒヨドリ | 環境調査の希望者等と鳥獣を寄せ付けない環境づくり（荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理等）について、現場検証を実施しノウハウを蓄積し、他地区でも利用できる対応を検討する。 |

（注）緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知

識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 熱海市観光経済課農林水産室 | ・事実確認  ・各機関へ報告及び協力要請  ・現場対応 |
| 田方猟友会熱海分会 | ・必要に応じて現場対応協力 |
| 鳥獣保護管理員 | ・現場対応立会い |
| 熱海警察署生活安全課 | ・必要に応じて協力 |
| 東部農林事務所森林整備課 | ・熱海市に対し助言、指示 |
| 静岡県自然保護課 | ・東部農林事務所森林整備課に対し助言、指示 |
| 技術支援機関（動物園、森林・林業研究センター等） | ・必要に応じ助言、指導、技術支援 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 一般住民等  　　　　　　　　　　　　　　　　　・通報    熱海市観光建設部　観光経済課農林水産室 （事実確認）  ・報告　　 ・協力　　　　　　　　 ・報告　　　　・助言  ・協力依頼　　　　　　　　　　　　　 ・相談　　　　・指示  ・東部農林事務所森林整備課  ・田方猟友会熱海分会  ・熱海警察署　生活安全課  ・報告　　 ・協力 　 ・相談　 ・助言、指導  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・協力依頼 　 ・協力依頼 ・技術支援  技術支援機関  ・動物園 ・森林・林業研究センター等  ・鳥獣保護管理員 |

（注）緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記

入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 捕獲した鳥獣は、原則殺処分後速やかに埋設または焼却処分を行うが、学術研究又は関係法令等を遵守し利活用する場合はこの限りではない。 |

（注）適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした

鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 特になし |
| ペットフード | 特になし |
| 皮革 | 特になし |
| その他  （油脂、骨製品、  角製品、動物園  でのと体給餌、  学術研究等） | 特になし |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 特になし |

（注）処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等

としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 対象鳥獣のジビエ等への利用についての研修情報を市内でジビエを取り扱う施設へ情報共有する。 |

（注）処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知

識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会  （設立年月日：平成２２年３月２９日） |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 熱海市 | 協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。 |
| 伊東市 | 協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。 |
| 静岡県東部農林事務所 | 協議会と連携し、有害鳥獣に関する事業の実施を進めていく。 |
| 田方猟友会熱海分会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 田方猟友会伊東分会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 熱海ワナの会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 伊東わなの会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 静岡県農業協同組合中央会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 静岡県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 熱海市鳥獣被害対策実施隊  規模：８名  構成：熱海市観光経済課職員 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 市内における鳥獣捕獲者の高齢化が進み、新たな担い手の確保も難しい状況である。各地区と協力体制を構築し、地区ごとに獣害の防除方法を実施できるよう推進する。ノウハウを蓄積することにより、他地区にも情報共有することで市内全域の被害防除の意識を持てるよう対応する。 |

（注）将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施

策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・

確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する

人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 熱海市及び伊東市を圏域とするあいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会を中心として実施する。  侵入防止柵等の設置に関しては、各々の市があいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して整備を進め、啓発事業については、熱海市及び伊東市で開催していく。  なお、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。  また、狩猟期においてトラブルや事故等が発生しないよう、関係機関と連携して注意喚起を行う。  補助金や被害防止対策等について関係機関と情報共有し、より効率的な方法をとれるよう推進していく。 |

（注）近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。